

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書(その1)

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

適格分割等の日： ・ ・

分割承継法人等の名称：

[illegible]

第七号の二様式別表六(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書(その2)

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の目： ・ ・

分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額		当該法人の調整国外 所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①－④		
	①						②	③
・ ・	道府県税	円	円	円	道府県税	円	円	
	市町村税					市町村税		
・ ・	道府県税				道府県税			
	市町村税				市町村税			
・ ・	道府県税				道府県税			
	市町村税				市町村税			
・ ・	道府県税				道府県税			
	市町村税				市町村税			
・ ・	道府県税				道府県税			
	市町村税				市町村税			
・ ・	道府県税				道府県税			
	市町村税				市町村税			
・ ・	道府県税				道府県税			
	市町村税				市町村税			

第7号の2様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第9条の7第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
 - (2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑰」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「当該法人の調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
 - (2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事

業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「当該法人の調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。